

松原市立三宅小学校

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

1. 基本方針

いじめは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、「一人ひとりを生かす教育の創造」を教育目標とし、いじめは重大な人権に関わる重大な問題であるという認識のもとに、全教職員が家庭、地域と連携し防止に努める。

また、「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、すべての児童が、安全で安心に学校生活を送られるよう、一人ひとりが尊重され認められる集団づくり（発達支持的生徒指導）を土台とした学校教育活動を進める。

2. いじめ防止等の対策のための組織

(1)組織名 〔 三宅小学校いじめ対策委員会 〕

(2)構成員

校長、教頭、首席、生活指導担当、ISS 担当者、人権教育推進担当、支援教育推進委員長、学習指導部長、教務主任、支援教育コーディネーター、各学年代表、養護教諭、SSW、SC

(3)組織の役割

- ①学校いじめ防止基本方針の策定
- ②いじめの未然防止
- ③いじめの対応
- ④教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤年間計画の企画と実施
- ⑥取組の効果検証及び学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 取組み状況の把握と検証

学年会議、職員会議等で情報交換に努めるとともに、定期的に生活指導に関わる状況と取組についての情報共有を行い、取組が計画どおりに進んでいるかを検証する。いじめや疑わしい事象があれば早急に「いじめ対策委員会」を開き、今後の具体的な方針や対応、検証を組織的に行う。また必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

3. いじめ防止の対応

(1) 未然防止のための取組み

- ① 教職員間での情報共有
- ② 一人ひとりの子どもを大切にするとともに発達段階に応じた集団づくりの実践
- ③ 人権認識を高める取組みの実践
- ④ 一人ひとりの子どもが活躍し、わかる授業づくり ポジティブ行動支援

(2) 早期発見のための取組み

- ① 朝・帰りの会や授業中などの観察
- ② 遊び等を通じての集団観察
- ③ 相談体制の充実・ケース会議
- ④ 会議等の情報交流におけるいじめの早期発見
- ⑤ いじめの認知に向けたアンケートの実施といじめ認知シートの活用

4. いじめ認知後における早期対応の取組み

(1) 認知した場合の対応

- ① 学校内におけるいじめの疑いや、ささいな兆候への早期の情報共有
- ② 正確かつ丁寧な事実把握
- ③ 被害児童からの聞き取りと支援及び加害児童等関係者の聞き取り
- ④ 被害家族、加害家族への連絡及び連携
- ⑤ 関係機関とも連携した学校の組織的な対応
- ⑥ 全児童への適切な指導

(2) 緊急・重篤な事案への対応

重大ないじめとは、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるときを言う。

- ①教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置
- ②上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施
- ③関係機関との連携、教育委員会への報告
- ④被害及び加害家族への説明及び継続的な支援、助言
- ⑤プライバシーの保護
- ⑥再発防止に向けた取組の推進

(3) ネット上のいじめへの対応

- ①事実確認及び書き込みの削除要請等の対応
- ②当該児童・保護者への支援及び指導
- ③「SNSノートおおさか」等を活用した情報モラル教育の推進
- ④「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」等を活用した取組の推進